

平成29年度 第5回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成29年8月10日(木) 午後1時00分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (28人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番	谷本貴美雄	委員	2番	徳田和幸	委員	4番	松本幸男	委員
5番	山根清人	委員	6番	室山恵美	委員	7番	林 修二	委員
8番	美田俊一	委員	9番	藤井由美子	委員	10番	河本良一	委員
11番	鐵本達夫	委員	12番	筏津純一	委員	13番	數馬 豊	委員
14番	金信正明	委員	15番	福井章人	委員	16番	西谷美智雄	委員
17番	原田明宏	委員	18番	山本淑恵	委員	19番	吉村年明	委員

農地利用最適化推進委員

高見美幸	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
西谷昭良	委員	小谷俊一	委員	山下賢一	委員	小谷義則	委員
影山卓司	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第29号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 藤原 勝則

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今から、第5回の農業委員会会議を開会致します。まず初めに山協会長あいさつをお願い致します。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 ありがとうございます。この後は農業委員会会議規則の第3条によりまして、会長が議長ということで会議を進行させていただきます。よろしくお願い致します。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは議事録署名人の決定でございますが、議長から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということですので、本日の議事録署名人を4番松本幸男委員、5番山根清人委員をお願いを致します。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは、(4)連絡・報告事項をお願い致します。事務局。

事務局 それでは平成29年度第5回の農業委員会会議報告並びに予定事項をご覧いただけますと思います。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは(5)議事に入ります。本日の議案につきまして、事務局より説明をお願い致します。

事務局 本日の議事について、まとめて説明をさせていただきます。

それではまず、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり、3件の申請が出ております。

続きまして、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてですが、議案の4ページのとおり3件の申請が出ております。

議案第29号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については、議案の6ページにありますとおり6件の申請が出ております。

議案第30号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。こちらは議案の10ページから19ページまでのとおり、利用権設定の申し出が29件ございました。本日の議案は以上でございます。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは、議事に入ります。議案の1ページ、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、委員の皆さんにお諮り致します。議案に対する質疑求めます。11番鐵本委員。

11番 最初の番号1ですけども、面積は150㎡位で田んぼを作る目的として、将来的に何か計画があるのかなど。1反3,300万円という値段がここに書いてあるので。相当な値段で買うということですから、将来なんか見込みのある場所なのか参考まで教えて下さい。

事務局 鐵本委員のご質問にお答えします。場所につきましては、受け人の〇〇さんのご自宅の隣の畑でございます。隣の土地で耕作をされるということです。今のところ計画はございませんが、自分の敷地にしておきたいということで購入されるようです。149㎡で500万という額で購入されます。以上です。

11番 結構です。高額だったものですから。

議 長 その他ございませんか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということで、議案第27号については承認と致します。

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして3ページ、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について、皆さんにお諮り致します。本件につきましては、午前10時より当番委員であります、林委員・涌嶋委員・藤井代理・藤原局長・隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して林委員より報告をお願いします。

7番 7番 林です。先程会長がおっしゃったとおり、午前10時より6名で現地を調査致しました。3件とも特に問題ないということで皆さんに報告致します。以上です。

議 長 ありがとうございます。只今、林委員よりご報告がございました議案につきまして、何ら問題ないということでございます。皆さんに質疑を求めます。ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということですので、議案第28号につきましては承認と致します。

議案第29号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第29号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致します。本件につきましても、現地の調査に行っておりますので、林委員より報告をお願い致します。

7 番 皆さんのお手元にある現地調査の地図がこちらに載っています。ご確認くださいいただきますようお願いいたします。ここの中で、2番の〇〇〇字〇〇、〇〇の〇〇側の方の道沿いにありますけども、どうもいろんなものが置いてあるということで、今日現地をみました結果、違反転用の疑いがあるのではないかという判断を致しました。その他の件は特に問題がないということをご報告致します。

議 長 只今、議案第29号につきましてご報告がございました。位置図⑤を見ていただくと、林委員からご報告がありましたとおり、現況は農地ではなくなっていました。何かいらぬものを集めていっぱい積んであると。元は畑なんです。それで、これは20年以上経ってないし、違反転用に値するのではないかということで、本日会議が終わった後に、総務委員会を緊急に開かせていただきます。この件につきまして協議させていただきたいと思っております。

皆さんの方から只今の議案29号について質疑ございませんか。はい、影山推進委員どうぞ。

影山推進委員 4番の件ですけども、こういった場合にどういう具合にしたら良いのか。例えば隣は果樹園ですよね。田んぼとかが果樹園になった時、木が大きくなった場合、周辺の他の所に影響が出た場合に、承諾とかそういったものはどう考えられるのでしょうか。

議 長 はいそれでは事務局、回答をお願いします。

事務局 影山委員のご質問にお答えさせていただきます。ご指摘のとおりで、その農地自体は荒れて周辺の農地に迷惑がかかる状態であれば、非農地証明ということではなくて、逆に管理をしていただくように指導をしていくところでございます。ここの福庭の件につきましては、地図上果樹園のマークになってはいますが、一帯がもう雑木林のような状態になってしまっていて、影響があるところではありません。

議 長 よろしいでしょうか。その他ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、議案第29号につきましては承認と致します。

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第30号 農用地利用集積計画の決定について。この件に

つきましては、該当委員に係る案件がございますので事務局より説明を受ける前に、該当委員の案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。19ページ番号29番は、13番数馬委員に係る案件でございますので、数馬委員の退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議長 それでは数馬委員が退席しましたので、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案の19ページ番号29番でございます。土地の所在地が〇〇〇字〇〇〇の2筆で2,140㎡の賃借権設定でございます。貸付人は、鳥取市東町一丁目公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構でございます。耕作者であります借受人は、〇〇 〇〇〇〇でございます。利用目的は水田で、10aあたりの借賃は5,000円です。期間は来年の1月31日までの6ヵ月間です。これは、期間満了後に数馬さんが担い手育成機構から買い戻すという中間管理事業の特例事業を使う予定です。それから、20ページの一番下の欄に〇〇〇〇さんの農業経営状況を記載しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、説明がございました数馬委員の案件について、委員の皆さんよりご質問・ご意見はございませんか。はい、松本委員。

4番 4番松本です。これは、貸す分のケースの場合ほとんどこの中間管理機構を経由して借りる格好にしとるんですね。大きなメリットは、将来的に自分がその土地をかうんだという目的が強いわけでこういう形をとるわけですか。

事務局 これは中間管理事業の特例事業です。中間管理事業は貸借で土地所有者から一旦、機構が借り受けるんですが、これはそうじゃなくて機構が買っているんです。メリットとしては、機構が買い受けて、担い手が買い戻すまでのタイムラグがあるので、すぐにお金を払わなくてもいいことです。その他、機構の方が若干、事務手数料をいただきますけども、煩雑な登記事務が軽減されるということなんです。

議長 その他ございませんか。それでは、只今の数馬委員の案件につきまして、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 異議がないようですので、この案件につきましては承認と致します。それでは数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議長 数馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことをご報告致します。

以上で該当する出席委員の案件について審議が終わりましたので、引き続きその他の案件について審議を行います。それでは事務局。

事務局 議案の10ページでございます。1番の利用権設定各筆明細等集計表でございますが、合計面積のみご報告させていただきます。田、畑、果樹園のそれぞれ賃貸借・使用貸借・所有権移転の合計面積が126,529㎡でございます。利用権設定各筆明細等に記載しておりますが、こちらは先程のように所在地・地番・面積・貸付人借受人・貸付賃借賃・使用期間等、10ページから19ページまで記載のとおりでございますのでご覧下さい。

20ページには、利用権の設定を受ける者(借り手)の農業経営の状況等を記載しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、議案全体につきましてのご意見・ご質問ございませんか。はい、11番鐵本委員。

11番 11番鐵本です。申請番号8の〇〇〇〇〇〇〇〇が出ていますけども、たびたび管理が悪いということで、農業委員会からも会長が直接指導しておられたということですけど、現在はまあまあになったのか、いや相変わらず作物より雑草があるのか状況を参考に教えて下さい。

議長 私もずっと気にしとって、近くにも何町か作っておりますので。今、2回目の除草に、7人か8人若い人が来て、草を取っていました。今まで過去3年間見ておりましたけども、すべてゴボウは収穫しませんでした。若干まだまだ耕耘していないこともありますけども、今日の現地調査で見えた所の限りでは耕耘したり種を蒔いたりはしております。

また皆さんが農地パトロールで回る際には、事務局の方からどの辺にこういう所が荒れているのか等お伝えしますので、どういう状態かということを厳しく見ておいてください。私も常々見ていますけども。補助金を使って工場を建ててゴボウの生産ライン作ったんですけど、ほとんどゴボウの工場としては機能しておらんと、小松菜とかキャベツはしとるんですけど。ゴボウで補助金をもらった以上は、ゴボウで工場を稼働させないと何にもならないんです。ですから皆さんも、もしそういう圃場があったら事務局の方に教えていただきますようによろしくお願ひします。

10番 はい。ひとつ付け加えて、〇〇〇〇〇〇〇〇が何ヵ所か耕作しておるんですけど、今年はゴボウを一ヵ所だけは今収穫中です。耕作はするけど、半分も収穫はできてない。要するに雑草に負けてできない。ゴボウも芽が出たら草でなくなっちゃってとそういう状況です。

議長 私も久米ヶ原を見ておりまして、改良区の上の方で収穫をしていました。今回は収穫して綺麗に耕耘しておりますので、まあまあ合格かなと思っています。

議長 その他ありませんか。よろしいですか。

(異議なしの声)

議長 それでは、議案については承認と致します。以上で議事は終結と致します。

(6) その他

議長 続きまして日程6、その他の項に入らせていただきます。

別冊―その他報告・連絡事項―をご覧ください。それでは(1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、事務局説明をお願い致します。

事務局 別冊のその他報告の1ページ。(1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。あっせん農地は〇〇で、相談者は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇〇の方でございます。土地の所有者は、〇〇〇〇〇に〇〇〇〇〇〇さんという方がおられたんですが亡くなっています。〇〇の〇〇〇〇さんが〇〇にある農地について売買なり借りてくれる人を農業委員会の方で探していただけないかという申し出がございました。あっせん委員の選任をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 これは地区でいうと社地区になるんですけども、河本委員よろしいでしょうか。

10番 担当地区ですから。

議長 一人でいいですか。それでは、河本委員1名で。

10番 私も行ってみようかなと思いましたが、ちょっと行ってないんですけども。現在耕作してありましたか。

事務局 耕耘はしてあるので、荒れ放題という状況ではないです。

議長 続きまして、(2) 農地等あっせん活動の状況について。

事務局 先月の農業委員会であっせんがありました。あっせん委員は数馬委員と退任

された黒川幸人委員でした。あっせん活動等の状況を報告をお願いしたいと思います。

議長 それでは、あっせん委員の一人であります数馬委員をお願いします。

13番 13番数馬です。〇〇の〇〇さんという方に相談をかけています。作るのは来年からの話ですので、するにはしたいけども最終的な返事をもう少し待っていただけないかと。前向きに作りたいという返事で今別れております。これは一週間程前の話で、次の話は今月末ぐらいの予定です。以上です。

事務局 続いて、②の相談者が〇〇〇〇さんからの相談です。会長からお願いします。

議長 この件につきましては、〇〇さんの久米ヶ原の畑でございますけども。買った方が良い方がございまして、この間現地を見ましたけども、道路の幅が狭くて畑をちょっと踏んで入るような場所でした。その道路から3mであれば買いたいという申し出がありますので、隣の両サイドの地主の方に確認をする段階に来ております。もしも、その道路を通ってもいいということになれば売買が成立する予定になっております。以上です。

続いて（3）農地パトロール（利用状況調査）について。

事務局 農地パトロールにつきましては、ご説明させていただきます。

8月30日水曜日の9時に横田の中央営農センターの2階会議室で出発式を考えています。9時までにお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。開会、進行については藤井代理、会長のあいさつ、来賓で鳥取県農業会議の上場会長に激励の挨拶をいただきたいと考えています。出発式が終わり次第、9班編成で調査を行います。また市の職員のほか農業共済組合のほうからの応援も考えております

それから、昼食は営農センターの会議室で準備しておりますので、一旦12時頃には帰ってきていただいて昼食をとっていただきます。調査結果の整理やまだ終わらないということであれば、午後から現場の方を見ていただいて、午後3時までには終わっていただきたいと思います。翌月の農業委員会を目途に各農業委員さんで現場を見ていただいて、9月11日の農業委員会の時には、調査結果を提出していただきたいと考えております。

今日は、初めての方もおられますので、こういったものが遊休農地かというのを簡単に説明させていただきます。言葉の定義ですが、耕作放棄地・遊休農地・荒廃農地とそれぞれいろんな呼び方があります。耕作放棄地というのは、農林業センサスの中の統計上の用語でございまして、過去1年以上作付けせずにこの数年の間に再び作付けする考えのない土地ということで、農家の自己申告によるものです。

次は遊休農地と荒廃農地ですけども、遊休農地というのは農地法に規定されている用語で、農地法32条第1号農地と第2号農地の2つがあります。荒廃農地というのは、荒廃農地調査要領の中の調査上の用語で、A分類とB分類の

2種類あります。A分類の農地というのは、再生利用が可能な荒廃農地で、通常の耕作とかでは綺麗にならないけども、抜根・整地・区画整理・客土等によって通常の農作業ができるようになるものをA分類の農地といいます。遊休農地の第1号遊休農地というのは、法律の中では「現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供しないと見込まれる農地」という表現ですが、このA分類と第1号農地というのは全く同じであると解釈して下さい。第2号遊休農地というのがありますが、判断が非常に難しいです。農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農地ですが、難しいので判断をしなくてもいいと考えております。昨年、遊休農地に関する会計検査がございましたが、第2号遊休農地については、判断が難しいので、農地パトロールの中では判断しないと会計検査の中で回答しております。第2号遊休農地は、判断が難しいので、農地パトロール中は、考えなくていいです。

それから荒廃農地のB分類ですけども、こちらの方は森林や山のようになって復元しても継続して利用が認められない、森林化しているというもので土地改良等の整備とか、周辺から見て影響がないというようなものであればB分類と判断します。

別冊で配っておりますけども、不作付地と荒廃農地の判断基準の写真です。ススキやササなどの多年生雑草や低木が繁茂し、農家が保有しているトラクターや耕耘機等を利用した、通常の農作業だけでは耕作できない土地の田んぼは荒廃農地になります。写真を参考に判断していただければと思います。

パトロールに関係は以上です。

議長 腕章は当日渡しますので、帽子は今日渡しましたので当日忘れないように持ってきて下さい。はい、河本委員。

10番 10番河本です。元果樹園で果樹の木が埋まっている。それで、なんも手入れしていないので森林みたいな形になっている。これはどういう判断をしたらいいですか。

事務局 管理されているか、肥培管理されているか、花木で管理されていれば、それは遊休農地ではないということですけども。管理されずにそのままになって、大きくなっていることであれば、遊休農地という判断です。

議長 よろしいでしょうか。それで当日は公用車を準備していますので、公用車を運転していただいて職員が付いているところは職員が運転します。1台は共済組合からの車を提供致します。続いて、(4)特集記事について。

事務局 それでは特集記事について説明させていただきます。市報の9月号が特集号ということで、農業委員会活動のPRをさせていただくようお願いしております。臨時総会や現地確認の様子。会長と会長職務代理のインタビュー。委員さんのご紹介。遊休農地対策なども掲載する予定でございます。

それから、日本海新聞に鳥取県農業会議が、年3回、特集記事を掲載する計画をしております。今回、第1回目は倉吉市と伯耆町の農地パトロールを中心に特集を組むことを検討しておられます。8月30日には取材がありますので、よろしくをお願いします。

議長 営農センターの近くで一番よく分かる荒廃農地等ありましたら、教えて下さい。農地パトロールについて皆さんの方から、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 それでは、(5)その他。

事務局 それでは、横向きの農業委員会会議の各議案の参考資料をご覧下さい。先程冒頭で説明させていただきましたけども、会議で審議していただく3条、4条、5条、非農地証明・利用権設定の手引きと言いますか参考にしていただく資料です。

まず資料の1ページですけども、こちらは農地法第3条の許可に関する耕作目的の権利異動で、土地をこれから借りられるとか買う方が実際に農業をちゃんとされる見込みがあるかということが、許可のポイントになります。その判断の一つとしてその方の農地の保有面積が基準となっています。それで各地区に基本的には50aが全国の一般の基準なんですが、倉吉の場合は50aを下回って40aや20aと低く設定しています。こちらにつきましては、今年の2月に改正したものでございます。

続きまして2ページ3ページは、農地法第4条第5条の転用に関する資料になります。転用する場合に農地区分というものがあまして、一番左に農地区分としまして「農地区域内農地」「甲種農地」「第1種農地」「第2種農地」それから3ページにあって「第3種農地」とあります。それぞれの農地区分によって、転用が認められるもの認められないものというのがありますので、転用の相談があった場合にはまず農地区分を考えていただいて、できるかできないかを判断の参考にしていただけたらと思います。ちなみに、倉吉では甲種農地というものはございませんので、もし農業振興地域の農用地に指定されている農地は、農用地区域内農地、それ以外で第1種・第2種・第3種がございまして。

続きまして4ページから7ページですが、先程の農地区分の判断を行った上で今度はそれぞれの許可根拠の一覧になります。第1種から転用が難しい方で、第3種農地は原則許可となります。ですので、農地区分をまず判断していただいて根拠にあてはめて貰って、判断する際の参考にしてもらえたらと思います。

続きまして8ページ9ページになります。非農地証明の取扱いについてでございます。10ページからが農業経営基盤促進法に基づく利用権設定等の申出書でございます。農地を貸し借りしたいということになった時には、この様式を使って手続きをしていただくことになります。13ページが農作業労働標準賃金表で、平成29年の額となっております。最後に14ページが賃借料情報

で、田・畑の賃借料の平均と最高額・最低額を出しております。以上です。

議 長 それでは事務局長の方から。

事務局長 (新任の農業委員・推進委員へ全国農業新聞の購読について説明)

議 長 それでは皆さんの方からその他の項で何かありませんか。はい、谷本委員。

1 番 1 番谷本です。前回の農家相談で〇〇さんと〇〇さんが来られて相談された樹園地の件でございます。早速、お二方相談に行った訳ですけども、相談に来られた方と一緒に話をした方がいいのではないかということでお誘いしたんですけども。〇〇組合長だけ同席いただきまして、内容をそれぞれ話したところでございます。相談内容は、黒星病とハダニ。黒星病は空気伝染をするものですから、それによって防除を徹底しても、駆除にならないという内容でございました。早速ですねそれぞれ1件は〇〇さんの農地ですけども、現場に行くと主幹は切ってはありましたが枯れないで生きついでおるという状態で行きました。梨と梨の木の間には他の品種が植えており、いわゆるキウイフルーツです。これからはキウイフルーツに替えるという構想だなどと思いましたが。農業者に周りの近所から苦情が出ていると話をしまして、枯れたつもりだけど枯れていなかったと。秋までには必ずもう一回伐採して綺麗にしますと返答をいただきました。

もう1件は〇〇さんの田でございます。新興が埋まっておりました。再々伐採のお願いをしてきたところでございます。だんだん伸びて5m位になっております。放置されてから年数が古いものですから、木そのものは生きておりますけども株も小さくなって果実も付いておりますけども、黒星病はほとんど付いていない状態でした。万年化しとって、病気も付かない状況になっているという状況でございますけども、どちらにしましても大きくなりますので、すぐでなくても少しずつ手を掛けて、最終的には伐採して綺麗にして下さいというお願いを致しました。よく分かっておりますので少しずつですけども綺麗に整理していきたいと返事をいただきまして、同席をされた〇〇さん、そして市果実の方にこのことについてよくわかりましたと了解をいただきましたのでご報告致します。

議 長 ありがとうございました。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 以上で本日の定例会議は閉会と致します。

— 午後2時30分 閉 会 —